

「貸金業法等改正の概要」に関する会長声明

平成18年10月25日付自由民主党「貸金業法等改正の概要」は、平成18年9月19日付「貸金業法の抜本改正の骨子」において批判が強かった「利息制限法の金額刻み区分を引き上げる案」並びに「年25.5%の特例金利を認める短期小口貸付案」を撤回するとともに、「貸金業の適正化」「過剰貸付の抑制」「ヤミ金融対策の強化」「多重債務者問題に対する政府を挙げた取り組み」等、消費者保護の視点からなされた改正案も盛り込まれた。

これらの点は、高金利引き下げを求める国民の声に耳を傾け、消費者保護の視点に立脚するものとして、高く評価したい。

しかし、改正法の公布からグレーゾーン金利を廃止までに3年もの期間を要している点は評価できない。グレーゾーン金利は可及的すみやかに廃止されるべきである。また、施行日から2年6ヶ月以内に見直す旨の規定が置かれたが、見直し時点で金利規制の緩和や特例設置の議論が再燃することがあってはならない。

そして、今般の貸金業法等改正は、「借り手の保護を大前提に、深刻化している多重債務問題を抜本的に解決するために有効と考えられるあらゆる施策を実施する」というものであるから、法改正後においても、あらゆる視点から多重債務問題の根本的解決に向け充実した制度構築を目指す必要がある。

東京司法書士会は、今後ともヤミ金融対策、多重債務発生防止にかかる相談体制の更なる拡充、セーフティネットの充実など多重債務問題解決のために精力的に取り組んでいきたい。

平成18年11月1日

東京司法書士会 会長 山 本 修